商品が正しく量られているか 検査を行います。

~夏期の商品量目立入検査~

東京都計量検定所は、スーパーマーケット、一般小売店(駅ビル・駅ナカ含む)、食品製造所などで計量販売されている商品が、正しく量られているか確認を行います。

1 夏期の商品量目立入検査概要

(1) 実施期間

平成29年6月1日(木曜)から7月14日(金曜)まで

(2) 実施規模等

ア 立入事業所: スーパーマーケット、一般小売店(駅ビル・駅ナカ含む)、

食品製造所※など

イ 立入事業所数: 約180事業所

(3) 検査内容

主に食肉、魚介、野菜及び惣菜等について、計量法に基づき次の検査を行います。

ア 商品 量目 検査:「表記された内容量」と「実際の内容量」との差が、計量法で定

められた許容誤差内にあるか。

イ 表 記 の 検 査:「内容量」「計量単位」「事業所名・住所」の表記が正しいか。

※食品製造所とは、食品を製造し計量してパックしている事業所のこと。

2 検査結果の発表及び事業所への対応

(1) 検査結果の発表

平成29年9月中旬頃を予定しています。

- (2) 立入事業所への対応
 - ア 許容誤差を超えて内容量が不足している商品は不適正商品とし、その場で関連す る商品すべての再計量を指示すると共に改善指導を行います。
 - イ 不適正商品が多い事業所は、必要に応じて再度立入検査を実施し、改善されていない場合は計量法に基づき「改善勧告」、「事業者名の公表」及び「改善命令」等を行います。



《問合せ先》 東京都計量検定所 検査課電話 03-5617-6637・6628 (直通)